

規制の事後評価書(要旨)

政策の名称	電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に係る禁止行為の拡大
担当部局	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第一課 電話番号:03-5253-5488 e-mail: zigyouhou-cppc@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	令和4年12月
事前評価時の想定との比較	<p>【課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無】 事前評価後、現時点においては課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。</p> <p>【事前評価時におけるベースラインの検証】 事前評価後、現時点においては課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じておらず、ベースラインに変更はない。</p> <p>【規制(緩和)を継続する必要性】 規制の事前評価後、現時点においては当該規制の必要性に大きく影響を与えるような社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められなかった。よって、利用者の利益を保護するためには、引き続き当該規制は必要である。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	<p>【「遵守費用」の把握】 [事前評価時の測定指標] 禁止行為の拡大は不適切な業務方法の是正を行うものであり、電気通信事業者又は媒介等業務受託者に追加的な投資や費用負担をさせるものではないため、遵守費用は発生しないか、あっても限定的である。 [遵守費用] 新たな遵守費用は発生していない。 [費用推計との比較] 事前評価時点と乖離はない。</p> <p>【「行政費用」の把握】 [行政費用] 新たな行政費用は発生していない。 [費用推計との比較] 事前評価時点と乖離はない。</p> <p>【効果(定量化)の把握】 [効果] 勧誘に先立って、自己の氏名・名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘すること及び利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして総務省令で定める行為が禁止された結果、利用者が自らの自由な意思形成に基づいて通信サービスの契約を選択できる環境が確保されることが可能となった。 [効果予測との比較] 事前評価時点と乖離はない。</p> <p>【便益(金銭価値)の把握】 [便益] 当該規制の効果について定量的に把握することは困難であり、そのため金銭価値も困難である。 [便益推計との比較] 事前評価時点と乖離はない。</p> <p>【「副次的な影響及び波及的な影響」の把握】 [副次的及び波及的な影響] 規制の遵守を通して、業務運営全般の適正化が図られたものと考えられる。 [費用推計との比較] 事前評価時点と乖離はない。</p>
考察	<p>上記のとおり、遵守費用及び行政費用は発生していない。</p> <p>一方で、電気通信事業者等による勧誘等の適正化が図られることで、利用者が自らの自由な意思形成に基づいて通信サービスの契約を選択できるようになるなど、利用者の利益の保護が図られている。</p> <p>以上から、本規制による費用は新たに発生しておらず、一定の効果があると認められ、間接的影響も認められないため、本規制を継続することが妥当であると考えられる。</p>
備考	